

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月施行版)

1	訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
2	訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表	6
3	訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表	6
4	通所型サービス(独自)サービスコード表	7
5	通所型サービス(独自/定率)サービスコード表	17
6	通所型サービス(独自/定額)サービスコード表	17
7	その他の生活支援サービス(配食/定率)サービスコード表	18
8	その他の生活支援サービス(配食/定額)サービスコード表	18
9	その他の生活支援サービス(見守り/定率)サービスコード表	18
10	その他の生活支援サービス(見守り/定額)サービスコード表	18
11	その他の生活支援サービス(その他/定率)サービスコード表	18
12	その他の生活支援サービス(その他/定額)サービスコード表	18
13	介護予防ケアマネジメントサービスコード表	19

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%減算	⇒	所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について
 以下の項目については、市町村が規定する。
 各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案して、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「J」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき ・片道につき

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき			
A2 2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき		
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割				3,349	77	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割				3,727	123	123	1日につき	
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき			
A2 2511	訪問型独自サービス22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179			
A2 2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163				
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき		
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき		
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき			
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき		
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき		
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2		
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2			
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき			
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の80以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算					
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき			
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1回につき			
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき			
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100				
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度			
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算				
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算				
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2					(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 209/1000 加算		
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3					(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4					(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5					(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6					(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7					(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8					(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9					(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10					(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算						
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算						
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算						
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算						

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	59 単位	59 1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位	119 単位	119 1日につき	
A6 1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	436 1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	447 1回につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18 1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36 1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4 1回につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4 1回につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18 1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36 1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4 1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4 1回につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	5% 加算	1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	5% 加算	1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	5% 加算	1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376 1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752 1月につき
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94 1回につき	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160	
A6 6310	通所型独自サービスの一体的サービス提供加算	チ 一体的サービスの提供加算	480 単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2	事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 64/1000 加算		
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 78/1000 加算	
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 54/1000 加算	
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 45/1000 加算	
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の 53/1000 加算		
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の 43/1000 加算		
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の 44/1000 加算		
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 33/1000 加算			

13 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	1001	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5		442 単位		1月につき
			高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		
			4 単位減算	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434 単位	
			業務継続計画未策定減算	4 単位減算	438 単位	
			442 単位			
		ロ 初回加算		300 単位加算		
		ハ 委託連携加算		300 単位加算		
AF	9999					

※網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。
また、合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。
なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせて合成単位数を規定するといったことも可能とする。